

公益社団法人京丹後市シルバー人材センター・京丹後市 「百才活力社会の推進に係る高齢者の社会参加促進 に関する協定締結式」の開催について

令和3年4月16日
京丹後市役所

この度、公益社団法人京丹後市シルバー人材センターと京丹後市との間で協定を締結する運びとなりました。

つきましては、下記のとおり協定締結式を開催いたしますのでお知らせいたします。

当該協定は、相互に連携・協力し、元気な高齢者の生きがいづくりと健康を増進するとともに、就業機会の確保による企業等の人材不足の解消及び地域活動への参画を促進することにより、百才活力社会の推進、ひいては地域の活性化を図ることを目的としています。

「健康で働く意欲のある高齢者」の願い・希望に応えるための会員が主体となった組織として、生涯現役社会の実現を目指し、地域の日常生活に密着した就業機会の提供、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進により、活力ある地域づくりに貢献している「公益社団法人京丹後市シルバー人材センター」との連携を通じて、年齢を重ねても生き生きと活躍できる社会の実現に向けた取り組みを進めて参りたいと考えています。

記

【日 時】

令和3年4月22日（木） 午後2時～

【場 所】

京丹後市役所峰山庁舎 2階 201 会議室

【出席者】

公益社団法人京丹後市シルバー人材センター理事長
公益社団法人京丹後市シルバー人材センター専務理事
京丹後市長
京丹後市副市長

（お問合せ先）

京丹後市役所健康長寿福祉部長寿福祉課 中西

TEL : 0772-69-0330 FAX : 0772-62-1156

協定概要

「百才活力社会の推進に係る高齢者の社会参加に関する協定書」

1 目的

市内の高齢者の社会参加を促進することにより、高齢者の地域活動、社会貢献及び就労機会の拡大を図り、以て百才活力社会の推進に資することを目的とする。

2 連携・協力事項

- (1) 高齢者の雇用分野の開拓
- (2) 高齢者の雇用促進に関するイベントの実施
- (3) 高齢者の雇用に関する情報共有・情報発信
- (4) その他、この協定の目的達成に向けて連携・協力が必要と認められる事項

3 主な事業内容

- (1) 就業機会の確保のための就職フェア等の実施
- (2) 生きがいづくりと健康保持を図るための各種セミナーの実施
- (3) 働く場の確保のための企業との連携・協力
- (4) 社会参加促進のための場の確保、各種団体との連携強化
- (5) 地域のニーズに沿った独自事業の実施

4 役割

【京丹後市】

- (1) 高齢者雇用に係る求人状況等調査・分析の実施等
- (2) シニア就職フェアの開催（企業・シルバー・ハローワーク）
- (3) ライフセミナーの開催（シニアライフ、健康づくり、マネープラン等）
- (4) セカンドキャリア育成（就業相談、就職支援セミナー）

【シルバー人材センター】

- (1) 就職フェア参加、シニアライフ応援窓口（会員拡大）
- (2) 企業訪問活動の促進（就業機会の確保）
- (3) ボランティア団体との連携強化（社会貢献活動の促進）
- (4) 会員のキャリア育成（技能・技術の向上、特技の開発）
- (5) 高齢者セミナーの開催（ライフプラン、健康づくり、介護予防等）
- (6) 地域ニーズに沿った魅力ある独自事業の実施（空家・空地管理等）

百才活力社会の推進に係る高齢者の社会参加促進に関する協定

シルバー人材センター等の関係機関と連携し、元気な高齢者の生きがいづくりと健康を増進するとともに、高齢者の就業機会の確保による企業等の人材不足の解消、地域活動への参画等を促進することにより、百才活力社会の実現及び市域の社会経済の活性化を図ります。

(事業方針)

- (1) 高齢者の雇用分野の開拓と就業支援
- (2) 高齢者の雇用に関する情報共有・情報発信
- (3) 高齢者の社会参加への相互の連携・協力

(令和3年度の取り組み内容)

● 高齢者雇用に係る求人状況等調査・分析の実施

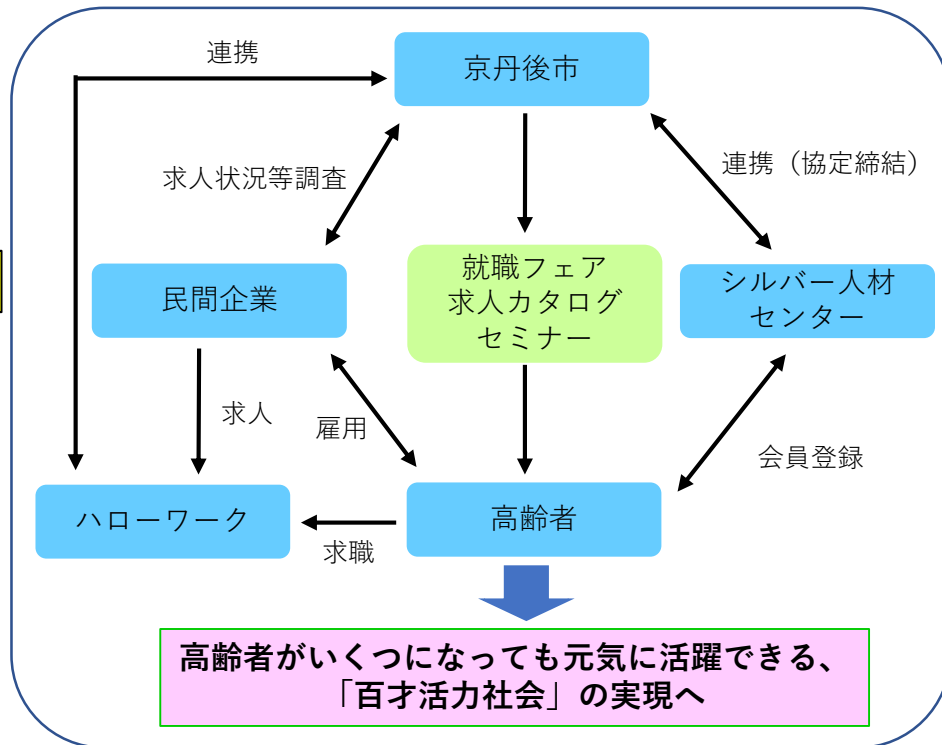
● 高齢者向けの求人カタログの作成

● 求人状況の公表等による雇用機会の創出

● シニアの方のための就職フェアの実施

● セカンドキャリア育成セミナーの実施

○令和3年度の事業イメージ



【令和3年度スケジュール】

4～6月	7～9月	10～3月
民間企業への求人情報等調査	集計・分析	求人カタログ作成・配布、就職フェア開催

百才活力社会の推進に係る高齢者の社会参加促進に関する協定書（案）

京丹後市（以下「甲」という。）と公益社団法人京丹後市シルバー人材センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり百才活力社会の推進に係る高齢者の社会参加促進に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、市内の高齢者の社会参加を促進することにより、高齢者の地域活動、社会貢献及び就労機会の拡大を図り、もって、百才活力社会の推進に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携・協力する。

- (1) 高齢者の雇用分野の開拓
- (2) 高齢者の雇用促進に関するイベントの実施
- (3) 高齢者の雇用に関する情報共有・情報発信
- (4) その他、この協定の目的の達成に向けて連携・協力が必要と認められる事項

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること又は乙が甲以外の団体等と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく連携に当たり知り得た情報を、当事業間の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、この協定の終了後も存続するものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙のいずれかがこの協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、この協定の変更を行うものとする。

(協議)

第6条 第2条に定める事項の詳細及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月22日

甲 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
京丹後市

市長

乙 京都府京丹後市弥栄町溝谷3464番地
公益社団法人京丹後市シルバー人材センター
理事長